

京都ノートルダム女子大学学則

第1章 目的及び自己点検・評価

（目的）

第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究するとともに、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成して我が国文化の推進に寄与することを目的とする。

2 本学は、その目的の実現のため、教育、研究活動を通じて社会との連携を深めるとともに、社会の発展に寄与するものとする。

（自己点検・評価）

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に規程で定める。

第2章 教育研究上の基本組織

（学部）

第2条 本学に国際言語文化学部及び現代人間学部を置く。

(1) 国際言語文化学部は、言語・歴史・文学・思想・芸術・倫理・宗教など、人々の生活形成の様式と内容の総体である「文化」という視点から、「人間」存在の意味やその営為のありさまを学際的に学び、文化の多様性を理解し、異文化に対する寛容な国際感覚を身につけ、幅広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 現代人間学部は、人間やその生活、社会、自然に対する総合的な理解に基づく実践的な能力を身につけた人材を養成するため、学際的な学びを深め、専門知識の向上に相乗効果を発揮させた総合的な教育研究を行うことを目的とする。

（学部等連係課程）

第2条の2 本学に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会情報課程を置く。

(1) 社会情報課程は、社会における情報の意味とその働きを理解し、情報を科学的に取り扱うための基礎的な知識・技能と態度を身につけるとともに、自ら問いを立て、主体的に解決をめざせる能力を身につけることを目的とし、社会学、心理学、教育学など関連する人文・社会諸科学による学際的な教育研究を行う。

（学科）

第3条 国際言語文化学部には英語英文学科、国際日本文化学科の2学科を置き、現代人間学部には生活環境学科、心理学科及びこども教育学科の3学科を置く。

2 現代人間学部こども教育学科に保育士養成課程（指定保育士養成施設）を置き、保育士養成課程に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第3章 修業年限及び収容定員

（修業年限）

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、3年次編入学生の修業年限は2年とする。

（在学期間）

第5条 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、転入学生及び編入学生の在学期間は、修業年限の2倍までとする。

（学生定員）

第6条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部等	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	55 人	—	220 人
	国際日本文化学科	35	—	140
現代人間学部	生活環境学科	70 【7】	—	280 【28】
	心理学科	100 【7】	—	400 【28】
	こども教育学科	70 【6】	—	280 【24】
社会情報課程		20	—	80
備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

第4章 学年、学期及び休業日

（学年）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 創立記念日（12月8日）
 - (4) 春期休業日（3月21日から4月7日まで）
 - (5) 夏期休業日（8月1日から9月30日まで）
 - (6) 冬期休業日（12月24日から翌年1月7日まで）
- 2 学長は、必要により、臨時に休業し、又は、休業日に授業を課すことがある。

第5章 教育課程、授業科目及び単位

（教育課程、授業科目及び単位）

第10条 教育課程、授業科目及び単位に関することは、別に規程で定める。

第11条 （削除）

（授業期間）

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

4 第21条第2項に定める卒業の要件として修得すべき単位のうち、第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第14条 授業科目の履修は、単位制とし、履修した授業科目に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、第18条第2項の授業科目については、別に定める基準により単位を与えることができる。

2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。ただし、100点を満点とする評価を行うことが難しい授業科目については、別に定める方法によることができる。

第15条 (削除)

(入学前の既修単位等の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った第17条の2に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、合わせて30単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の授業科目を履修させ、修得した単位のうち30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第31条の規定による留学の場合に準用する。この場合において、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第17条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において、与えることができる単位は、前条の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(単位算定の基準)

第18条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位

- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修登録単位数の制限)

- 第18条の2 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間及び1学期間に履修登録することができる単位数を制限する。
- 2 履修登録単位数の制限及びその取り扱いについては、別に規程で定める。

(教育職員免許状の取得)

- 第19条 教育職員免許状取得のための所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法の定めるところに従って必要な単位を修得しなければならない。
- 2 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

国際言語文化学部	英語英文学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	外国語 (英語)
	国際日本文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語
現代人間学部	生活環境学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	
社会情報課程		高等学校教諭一種免許状	情報

(司書資格の取得)

- 第20条 司書となる資格を得ようとする者は、図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員資格の取得)

- 第20条の2 博物館学芸員となる資格を得ようとする者は、博物館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(司書教諭資格の取得)

- 第20条の3 司書教諭となる資格を得ようとする者は、第19条に定める科目を履修するほか学校図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

- 第20条の4 現代人間学部こども教育学科において、保育士となる資格を得ようとする者は、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則の定めるところにより、第10条に定める科目の単位を修得しなければならない。

第20条の5 (削除)

第20条の6 (削除)

(公認心理師受験資格の取得)

第20条の7 現代人間学部心理学科において、公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法の定めるところにより、本学が別に定める科目の単位を修得しなければならない。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業及び学位)

第21条 第4条に定める年数以上本学に在学し、所定の授業科目を履修して、その単位を修得した学生には卒業証書を授与する。

- 2 卒業の要件となる単位の修得については、別に定める。
- 3 卒業の時期は、学年の終わり又は学期の終わりとする。
- 4 本学を卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

国際言語文化学部

英語英文学科	学士（文学）
国際日本文化学科	学士（人間文化）

現代人間学部

生活環境学科	学士（生活環境）
心理学科	学士（心理学）
こども教育学科	学士（こども教育）
社会情報課程	学士（社会情報）

(卒業延期)

第21条の2 卒業の要件を満たした者が卒業時期の延期を希望するときは、これを許可することができる。

- 2 卒業延期について必要な事項は、別に定める。

第7章 入 学

(入学時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生の入学の時期は、別に定める。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学願)

第24条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書の提出その他の必要な手続きをしなければならない。

(入学許可)

第25条 学長は、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上、入学を許可する。

(入学手続)

第26条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓書及び在学保証書の提出及びその他の必要な入学手続きをしなければならない。

2 入学を許可された者が前項の手続きをしないときは、入学許可を取り消すことができる。

(保証人)

第27条 保証人は、父母又はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

2 父母又はこれに代わるべき者の許から直接通学できない者は、副保証人を必要とする。

3 副保証人は、京都市内又はその附近に在住する成年者で本学が適当と認めた者とする。ただし、外国人留学生にあっては、別に定める。

4 保証人は、その学生の在学中における一切のことについて連帯の責任を負わなければならない。

5 保証人が死亡し、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出るものとする。

第8章 転学、編入学、転学部、転学科、留学、 休学、退学、除籍及び再入学

(転入学)

第28条 他の大学から、本学に転入学しようとする者は、転入学願を提出しなければならない。

2 学長は審査の上、転入学を許可する。

3 転入学願には、現に在学する大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(編入学)

第29条 本学に編入学しようとする者は、編入学願を提出しなければならない。

2 学長は、編入学定員を超えない範囲で、3年次に編入学を許可する。

3 前項の規定にかかわらず、2年次の学年定員に欠員が生じた場合には、2年次に編入学により学生を受け入れることがある。この場合の修業年限は3年とする。

4 前2項の規定により本学に編入学を志願できる者は、次のとおりとする。

(1) 3年次編入にあっては、大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、卒業要件となる単位を62単位以上修得した者又は修得見込みの者とし、2年次編入にあっては、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学し、卒業要件となる単位を31単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有するものに限る。

(4) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。

5 前4項に定めるほか、編入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(転出)

第30条 本学から他の大学に転学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第30条の2 本学の学生で転学部及び転学科を希望する者があるときは、学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。

2 転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(留学)

第31条 外国の大学で学修しようとする者は、留学願を提出しなければならない。

2 学長は、留学の期間が1年を超えない期間の範囲で留学を許可する。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内に限り延長の許可をすることがある。

3 留学の期間は、在学の期間に算入する。

(休学及び復学)

第32条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3ヵ月以上休学しようとする者又は休学の事由が止み復学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。なお、疾病の場合は医師の診断書の提出を要する。

(休学の期間)

第32条の2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得て、さらに1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、その事由を具して、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条の2 学生が次の各号の一に該当するときは、除籍することができる。

(1) 第5条に掲げる在学期間を超えたとき。

(2) 第32条の2に規定する休学期間を超えてもなお復学できないとき。

(3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。

(4) 授業料及び教育充実費又は在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 長期にわたり行方不明となったとき。

2 前項第4号により除籍された者が、別に定める期間内に未納の額を納入し、復籍を願い出たときは、除籍を取り消すことがある。

(再入学)

第34条 本学を退学し再度入学を希望する者があるときは、審査の上、これを許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第9章 学生納入金

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第35条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用のほか、実習費等を徴収する場合がある。

3 既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費料は、返還しない。

(納入期)

第 3 6 条 入学検定料及び入学金は、指定する期日までに納めなければならない。

2 授業料及び教育充実費は、年額の 2 分の 1 相当額を次の納入期に納めなければならない。ただし、新入学生にあっては、別に納入期日を設ける。期日までに納入がないときは、入学の許可を取り消すことがある。

学期	納入期
前期	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

第 3 6 条 (削除)

第 3 7 条 (削除)

(授業料等の延納及び分納)

第 3 8 条 授業料及び教育充実費の全部又は一部を指定する期日までに納入できない事由があるときは、遅滞なく願い出て延納又は分納の許可を受けなければならない。

2 前項の延納及び分納に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(休学中の在籍料)

第 3 9 条 学年又は学期を通して休学を許可された場合は、別表に定める在籍料を指定する期日までに納めなければならない。

2 既納の在籍料は、返還しない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の減免)

第 4 0 条 成績優秀にして、学資の支弁が極めて困難な者、その他本学が定める条件を満たす者には、入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費を減免することがある。

2 前項の減免に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(奨学金)

第 4 1 条 成績優秀な者又は経済的理由により修学困難な者には、選考の上、奨学金を支給又は貸与することができる。

2 奨学生及び奨学金に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第 1 0 章 科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、 外国人留学生及び外国人研究員

(科目等履修生・単位互換履修生)

第 4 2 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、1 又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、大学間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、単位互換履修生として許可することができる。

3 科目等履修生及び単位互換履修生に対する単位の授与については第 1 4 条の規定を準用する。

4 科目等履修生及び単位互換履修生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(聴講生)

第43条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、1又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する女子及び外国の大学との協定に基づき、本学に留学を希望する女子があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(外国人研究員)

第45条 外国の大学との協定に基づき、本学において研究を希望する者があるときは、選考の上、外国人研究員として受け入れることがある。

第11章 公開講座

(公開講座)

第46条 本学は、随時に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第47条 学生として品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行ある者には、表彰することがある。

(懲戒)

第48条 学則その他本学の定める諸規程に違反し、学生の本分に反する行為のあったときは、学長は懲戒を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する学生に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 職員組織

(職員)

第49条 本学に学長、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員その他職員を置く。

2 本学に副学長を置くことがある。副学長は学長を助け、学長の命を受け校務をつかさどる。

3 学部には学部長を置く。学部長は学部を統括し、校務をつかさどる。

4 学科に学科主任を置く。学科主任は学科の業務を掌理する。

5 社会情報課程に課程長を置く。課程長は課程を統括し、校務をつかさどる。

(教授会)

第50条 学部及び社会情報課程に学校教育法第93条第1項に規定する教授会を置く。

(教授会の審議事項)

第51条 教授会の審議事項は、別に規程で定める。

第14章 教育研究センター

(教育研究センター)

第52条 本学に次の教育研究センターを置く。

- (1) 教育センター
- (2) キャリアセンター
- (3) カトリック教育センター
- (4) 国際教育センター

2 教育研究センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

第15章 図書館情報センター

(図書館情報センター)

第53条 本学に図書館情報センターを置く。

2 図書館情報センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

第16章 附属施設

(附属施設)

第54条 本学に次の附属施設を置く。

- (1) 心理臨床センター
- (2) 学生寮

2 附属施設に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第17章 補 則

(細則)

第55条 この学則の実施に際し必要な事項は、別に細則で定める。

(学則の改正)

第56条 この学則の改正には、大学評議会の議を経て、学校法人ノートルダム女学院理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月22日改正)

この改正は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年3月20日改正)

この改正は、昭和42年4月1日から施行する。但し、昭和42年3月31日以前の入学者の授業料については、従前の例による。

附 則（昭和 43 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 44 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 46 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお、昭和 46 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。但し、第 1 0 条別表の改正は、この限りでない。

附 則（昭和 47 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 47 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 48 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 49 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 50 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 50 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 51 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 51 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 3 月 22 日改正）

この改正は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。なお、昭和 52 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 53 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 54 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料および別表については、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 3 月 21 日改正）

この改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は昭和 54 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 55 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 55 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 56 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 3 月 20 日改正）

この改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 56 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 57 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 58 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 59 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 60 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 3 月 15 日改正）

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 61 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 3 月 16 日改正）

この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、昭和 61 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 62 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 3 月 16 日改正）

この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 63 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 16 日改正）

この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。但し、平成元年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 3 条第 1 項の改正は、平成元年 11 月 1 日から適用する。なお、平成 2 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月 6 日改正）

この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 3 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 1 月 22 日改正）

この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 3 3 条第 1 項の改正は、平成 3 年 11 月 1 日から適用し、第 7 章の改正は、平成 4 年 3 月 1 日から適用する。なお、平成 4 年 3 月 31

日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 1 月 20 日改正）

この改正は、平成 4 年から施行する。但し、第 3 2 条の改正は、平成 4 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 5 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 11 日改正）

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 5 条第 1 項の改正は、平成 5 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 6 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 1 月 17 日改正）

この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 7 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 1 月 16 日改正）

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 8 年 3 月 31 日以前の入学者については、第 1 1 条別表の生活文化学科専門教育科目のうち平成 7 年度以前入学者にも適用する 3 科目及び特定目的海外研修科目を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 1 月 14 日改正）

- 1 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 6 条の改正は、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 9 年 3 月 31 日以前の入学者については、第 1 1 条別表の英語英文学科専門教育科目のうち平成 8 年度以前入学者にも適用する 3 科目及び特定目的海外研修科目を除き、なお従前の例による。
- 2 第 1 1 条別表の司書に関する科目は、図書館法施行規則の一部改正（平成 8 年 8 月 28 日省令第 27 号）に伴い平成 9 年 4 月 1 日に改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、旧規程と新規程の経過措置として旧規程の科目の単位を平成 10 年 3 月 31 日まで存続させ、平成 8 年度以前入学者については、平成 12 年 3 月 31 日までの間、旧規程で修得した科目の単位を新規程の相当する科目の単位とみなす。

附 則（平成 10 年 1 月 20 日改正）

- 1 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 5 条、第 1 6 条の改正、及び別表（第 1 1 条関係）の改正における教養共通科目統合科目「コンピューターの基礎」については、平成 10 年度以後の入学者に適用する。
- 3 第 3 4 条及び第 3 6 条の改正は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。ただし、平成 9 年度以前の入学者に係る授業料の年額については、改正後の第 3 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 9 年度以前において、本学との協定に基づき、本学の授業科目を履修した他大学（外国の大学を含む。）の学生については、改正後の第 4 2 条の規定により履修したものとする。
- 5 別表（第 1 1 条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳法」の改正に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附 則（平成 10 年 12 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 6 条の 2 は、平成 10 年 10 月 1 日から適用する。ただし、平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の年額については、第 3 6 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 4 0 条の改正は、平成 10 年 10 月 1 日から適用する。ただし、平成 10 年度以前の入学者に係る休学中の授業料については、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。

- 4 第49条及び第50条の改正は、平成11年1月1日から適用する。
- 5 別表（第11条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳入門」「外国語としての日本語」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。
- 6 別表（第11条関係）の生活文化学科専門教育科目「住生活学」「住宅論」「住居史」「住宅構造学Ⅰ・Ⅱ」「住居材料学実習」「家庭教育」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附 則（平成11年12月22日改正）

- 1 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第3条、第6条、第10条、第11条、第15条、第19条及び第21条の改正は、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条に定める英語英文学科及び生活文化学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成12年度	英語英文学科	収容定員	710名	生活文化学科	収容定員	240名
平成13年度	〃	〃	620名	〃	〃	160名
平成14年度	〃	〃	530名	〃	〃	80名

附 則（平成12年12月21日改正）

- 1 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条に定める英語英文学科の平成13年度から平成14年度までの収容定員については、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成13年度	英語英文学科	収容定員	642名
平成14年度	英語英文学科	収容定員	574名
- 3 第11条（別表）（博物館学芸員に関する科目を除く）の改正は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第19条の改正は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第10条、第11条及び第20条の2の改正については、平成12年度以後入学者のうち人間文化学科入学者に適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 6 第30条の2の改正は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則（平成13年12月12日改正）

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月12日改正）

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月9日改正）

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月15日改正）

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月18日改正）

- 1 第34条に関する改正は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 第54条に関する改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 第10条、第11条、第11条（別表）及び第15条の改正は、平成16年4月1日から

施行する。

なお、この改正は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前の入学者については従前の例による。

附 則（平成 16 年 12 月 22 日改正）

- 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 11 条別表（人間文化学部の「キリスト教音楽」「キャリア形成」「ことばの習得」「演劇法の基礎」「演劇法」「栄養学概論」「ライフステージと食生活」「食品官能評価論」及び「食品流通論」を除く。）、第 15 条、第 19 条及び第 21 条の改正は、平成 17 年度入学者から適用し、平成 16 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 6 条に定める人間文化学科及び生涯発達心理学科の平成 17 年度から平成 19 年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 17 年度	人間文化学科	収容定員 211 名	生涯発達心理学科	収容定員 389 名
平成 18 年度	人間文化学科	収容定員 226 名	生涯発達心理学科	収容定員 274 名
平成 19 年度	人間文化学科	収容定員 241 名	生涯発達心理学科	収容定員 137 名

附 則（平成 17 年 3 月 9 日改正）

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日改正）

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条（別表）の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「インターンシップ」「英語で学ぶ日本文化」「日中文化交流史」「専門書講読Ⅰ」「専門書講読Ⅱ」及び「教育経営論」に係る改正は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第 19 条の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

文学部生活文化学科は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 18 年 11 月 22 日改正）

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条の 4、及び第 21 条の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 6 条に定める人間文化学部生活福祉文化学科の平成 19 年度から平成 21 年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 19 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	293 名
平成 20 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	190 名
平成 21 年度	人間文化学部生活福祉文化学科収容定員	95 名

附 則（平成 18 年 12 月 20 日改正）

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条別表（小学校教育実習及び幼稚園教育実習に係るものを除く。）の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 26 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 19 日改正）

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条、第 11 条及び第 11 条別表の改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 1 月 30 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日改正）

この改正は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）

- 1 この改正は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 第 15 条の人間文化学科に係る改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 別表 1 の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 1 月 28 日改正）

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条に定める人間文化学部人間文化学科の平成 22 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成 22 年度 人間文化学部人間文化学科 収容定員 248 名

附 則（平成 21 年 3 月 18 日改正）

この改正は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。ただし英語Ⅲ・Ⅳ（リーディング&ライティング）及び生活福祉文化学部のノートルダム学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに係る改正は、平成 20 年度入学者から適用し、平成 19 年度以前入学生については、なお従前に例による。

附 則（平成 21 年 5 月 20 日改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 28 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度入学生から適用し、平成 21 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 1 月 27 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日改正）

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 19 日改正）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前入学生については、なお従前の例による（ノートルダム学Ⅰ～Ⅲ及び基礎技能演習の単位数の記載に係るもの並びにウェブデザイン実務士に関する科目に係るものを除く。）。

附 則（平成 23 年 1 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条及び別表 1 の改正は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日改正）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人間文化学部生活福祉文化学科及び生涯発達心理学科は、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 23 年 10 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条に係る改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。改正後の第 6 条に定める心理学部心理学科の平成 25 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

心理学部	心理学科	収容定員	670 名
	発達心理専攻	収容定員	129 名
	学校心理専攻	収容定員	210 名
	臨床心理専攻	収容定員	331 名
- 3 第 20 条の 6 及び別表 1 に係る改正は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、平成 24 年度以後に編入学した者及び再入学した者については、入学時点の学年にかかわらず、改正後の規定によることができる。

附 則（平成 24 年 1 月 17 日改正）

- 1 この改正は、第 21 条の 2 に係るものについては改正の日から、それ以外については平成 24 年 4 月 1 日から、それぞれ施行する。ただし、第 10 条、第 11 条、第 15 条並びに別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件及び授業科目のうち次に掲げるもの並びに平成 23 年 10 月 18 日の改正に係る生活福祉文化学部専門教育科目に係る改正は、平成 24 年度以後の入学者に適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

ノートルダム学Ⅰ・Ⅱ、キリスト教音楽、基礎演習Ⅰ・Ⅱ、学びの扉Ⅰ・文化学、学びの扉Ⅱ・京都学、学びの扉Ⅲ・芸術学、学びの扉Ⅳ・文学、学びの扉Ⅴ・ことば学、学びの扉Ⅵ・女性学
- 2 平成 23 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正（平成 23 年 10 月 18 日の改正を含む。）前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次 2 項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあっては教務委員会）が別に定める期間内に限る。

- 3 平成 23 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。ただし、特に必要がある場合で、各学部（共通教育科目にあつては教務委員会）が適当と認めるときは、これ以外の科目の組合せについて読替えることができる。

新科目	旧科目
キリスト教入門	人間と宗教
健康スポーツ演習	健康スポーツ実習
アラビア語Ⅰ	アラビア語とアラブ文化Ⅰ
アラビア語Ⅱ	アラビア語とアラブ文化Ⅱ
日本語コミュニケーションⅠ	言語コミュニケーションⅠ
日本語コミュニケーションⅡ	言語コミュニケーションⅡ
日本語コミュニケーションⅢ	言語コミュニケーションⅢ
発展演習Ⅰ	専門書講読Ⅰ
発展演習Ⅱ	専門書講読Ⅱ
心理学研究法	心理学研究法入門
心理検査法	心理検査法入門
心理統計法Ⅰ及び心理統計法Ⅱ	心理統計法
推測統計学Ⅰ及び推測統計学Ⅱ	推測統計学

- 4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
キャリア形成	キャリア形成Ⅰ
キャリア形成	キャリア形成Ⅱ
英語応用 a	英語応用Ⅳ
英語応用 b	英語応用Ⅵ
英語応用 c	英語応用Ⅶ
英語応用 e	英語応用Ⅱ
英語応用 f	英語応用Ⅲ
英語応用 g	英語応用Ⅰ
英語応用 h	英語応用Ⅴ
英語応用 j	英語応用Ⅷ
日本古典文学講読	日本文学講読Ⅰ
日本近代文学講読	日本文学講読Ⅱ
日本文学特講	文学特講Ⅰ
識字活動と子どもの権利	識字活動と児童図書出版支援
昔話とストーリーテリング	口承文化としての昔話・伝説
図書館情報技術論	情報機器論
日中近代語彙比較論	日中文化比較語彙論
漢文学入門	文学特講Ⅱ
漢文学特講	日中文化交流史
朝鮮文化論	朝鮮文学講読
アラブ文学特講	文学特講Ⅲ
比較文学講読	比較文学講読Ⅰ
西洋美術史	西洋近代美術
音楽鑑賞法	音楽学概論
西洋思想史（古代・中世）	西洋思想史（古代）
キリスト教とラテン語Ⅰ	初歩のラテン語Ⅰ
キリスト教とラテン語Ⅱ	初歩のラテン語Ⅱ

精神医学Ⅰ	精神保健学
図書館制度・経営論	図書館経営論
図書館サービス概論	図書館サービス論
情報サービス論	情報サービス概説
○情報サービス演習Ⅰ	情報検索演習
情報サービス演習Ⅱ	レファレンスサービス演習
図書館情報資源概論	図書館資料論
情報資源組織論	資料組織概説
情報資源組織演習	資料組織演習
図書館情報資源特論	専門資料論
図書館サービス特論	資料特論
○図書・図書館史	図書及び図書館史
博物館情報・メディア論	視聴覚メディア論

(備考)

- 1 平成 23 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分（人間文化学科に入学した者が○印を付した新科目を履修した場合にあっては専門教育科目及び司書に関する科目の両方の区分）に算入する。
- 2 視聴覚メディア論の単位を既に修得した者で、博物館情報論の単位を修得していないものは、表の規定にかかわらず、博物館情報・メディア論を履修できる。ただし、卒業要件単位には算入しない。
- 3 司書に関する科目及び学芸員に関する科目の移行措置については、本学学則に定めるもののほか、関係法令の定めるところによる。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日改正）

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 15 条及び別表 2 並びに別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ

- 2 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。
ただし、心理学部が別に定める期間内に限る。
- 3 平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法実習

- 4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

(備考)

平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

附 則（平成 24 年 9 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目を履修することができる。ただし、生活福祉文化学部が別に定める期間内に限る。

附 則（平成 25 年 1 月 15 日改正）

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ、発達検査論、老年期の心理学、教師論、教育学、道徳の指導法、特別活動の指導法

- 2 平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあっては教務委員会）が別に定める期間内に限る。
- 3 平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
英語基礎Ⅰ	英語Ⅰ（リーディング）
英語総合Ⅰ	英語Ⅰ（ライティング）
英語基礎Ⅱ	英語Ⅱ（リーディング）
英語総合Ⅱ	英語Ⅱ（ライティング）
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法習

- 4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

（備考）

平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

- 5 平成 21 年度以前の入学生で、平成 24 年度までに総合演習の単位を修得していないものが、教育職員免許状の取得を希望するときは、取得を希望する校種に応じ、教職実践演習（中・高）又は教職実践演習（幼・小）の単位を修得しなければならない。

附 則（平成 25 年 2 月 19 日改正）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 24 日改正）

この改正は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 21 日改正）

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条、第 11 条及び別表 1 に係る改正は、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年度以前の入学生については、前項の規定にかかわらず、この改正後の別表 1 の授業科目の履修をもって改正前の別表 1 の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。この場合の履修方法等については別に定める。

附 則（平成 26 年 6 月 17 日改正）

この改正は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条中、心理学部に係る改正及び別表 1 のうち心理学部の専門教育科目に係る改正については、平成 27 年度以後の入学者に適用し、平成 26 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 第 15 条中、人間文化学部に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 26 年度以前の入学者は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる科目を履修することができる。ただし、国語学特講及びビジネスライティングについては、人間文化学部が別に定める期間内に限る。

国語学特講、ビジネスライティング、心理学英文講読（応用）

- 4 平成 26 年度以前の入学者が、この改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）のうち心理学英文講読（応用）の単位を修得したときは、改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち心理学英文講読の単位を修得したものとみなす。
- 5 旧科目のビジネスライティングの単位を修得した者は、新科目のキャリアとコミュニケーションを履修できない。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日改正）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表 1 のうち共通教育科目及び生活福祉文化学部専門教育科目（大学コンソーシアム京都提供専用科目を除く。）に係る改正については、平成 28 年度以後の入学者に適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年度以前の入学者で、老人福祉論Ⅰの単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の授業科目のうち老人福祉論を履修することができる。この場合において、当該科目を履修したときは、老人福祉論Ⅰを履修したものと読替える。
- 4 平成 27 年度以前の入学者で、西洋美術史の単位を既に修得した者は、西洋美術史Ⅱを履修できない。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、別表 1 のうち司書に関する科目に係る改正については、平成 29 年度以後の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 6 平成 28 年度以前の入学者で、情報資源組織演習の単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の授業科目のうち情報資源組織演習Ⅰ及び情報資源組織演習Ⅱを履修することができる。この場合において、当該 2 科目の単位を修得したときは、情報資源組織演習の単位を修得したものと読替える。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この改正は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 21 日改正）

この改正は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の学則による生活福祉文化学部生活福祉文化学科及び心理学部心理学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該学部学科に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条第 4 項、第 15 条、第 19 条第 2 項、第 20 条の 4、第 20 条の 5、第 20 条の 6、第 21 条第 4 項に係る改正は、平成 29 年度以降の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の学則に係る経過措置その他の必要な事項は、当該学部の教授会が定める。
- 5 改正後の学則第 6 条に定める学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までについては、次の表のとおりとする。

学部	学科	収容定員（人）		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人間文化学部	英語英文学科	420	390	360
	人間文化学科	230	220	210
生活福祉文化学部	生活福祉文化学科	310	210	105
心理学部	心理学科	496	336	168
	現代心理専攻	94	64	32
	学校心理専攻	156	106	53
	臨床心理専攻	246	166	83
現代人間学部	福祉生活デザイン学科	70	140	210
	心理学科	100	200	300
	こども教育学科	70	140	210
計		1696	1636	1563

附 則（平成 29 年 7 月 25 日改正）

- 1 この改正は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 第 35 条別表の改正は、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以後入学者から適用する。ただし、平成 29 年度以前に現代人間学部心理学科又は心理学部心理学科に入学した者については、公認心理師法の定める経過措置によることができる。

附 則（平成 30 年 5 月 25 日改正）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 1 月 17 日改正の附則第 5 項の表中、第 1 欄の「人間文化学部」は「国際言語文化学部」に、第 2 欄の「人間文化学科」は「国際日本文化学科」に読み替える。

附 則（平成 31 年 2 月 26 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 24 日改正）

この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 21 日改正）

- この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、第 3 3 条の 2 第 1 項第 4 号、第 3 5 条、第 3 5 条の 2、第 3 8 条及び第 4 0 条の改正規定並びに別表の改正については、令和 3 年度入学生（転入学、編入学及び再入学を含む。）から適用するものとし、第 3 条第 1 項、第 6 条、第 1 9 条第 2 項、第 2 0 条の 5、第 2 0 条の 6 及び第 2 1 条第 4 項の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 2 年度以前の入学者に係る授業料その他の納入金（授業料、教育充実費、施設設備費、卒業費）については、なお従前のおりとし、既納の授業料その他の納入金は返還しない。
- 令和 2 年度以前の現代人間学部福祉生活デザイン学科入学者は、改正後の規定にかかわらず改正前の第 3 条第 1 項、第 6 条、第 1 9 条第 2 項、第 2 0 条の 5、第 2 0 条の 6 及び第 2 1 条第 4 項の規定を引き続き適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 23 日改正）

- この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 6 条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和 4 年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	80 人	3 年次 2 人	327 人
	国際日本文化学科	50	3	203

附 則（令和 4 年 1 月 25 日改正）

- この改正は、令和 4 年 1 月 25 日から施行する。
- 第 5 2 条に係る改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 26 日改正）

- この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 6 条に定める現代人間学部及び社会情報課程の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 7 年度までについては、次の表のとおりとする。

学部等	学科	収容定員（人）		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
現代人間学部	生活環境学科	280 【7】	280 【14】	280 【21】
	心理学科	400 【7】	400 【14】	400 【21】
	こども教育学科	280 【6】	280 【12】	280 【18】
社会情報課程		20	40	60
備考 社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

附 則（令和 5 年 3 月 24 日改正）

- この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 6 条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度については、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国際言語 文化学部	英語英文学科	297	270	245
	国際日本文化学科	188	170	155

附 則（令和 6 年 2 月 27 日改正）

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 9 条第 2 項及び第 2 0 条の 6 の改正規定については、令和 5 年度以前の入学者（令和 5 年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。